



条例に関する Q&A

しうがい

ひと

ひと

「障害のある人」とはどのような人ですか？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害に限らず、難病や慢性疾患などによる障害といった「心身の機能の障害」と「社会的障壁」により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を「障害のある人」としています。

ふりえきとりあつか

ばあい

「不利益な取扱い」をしたら、どんな場合でも「差別」になるのですか？

すべてが「差別」に当たるとは言えません。
たとえば、施設や公共交通機関などを利用する際に、その構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命や身体の保護のため、やむを得ないと認められる場合など、合理的な理由がある場合は該当しません。

また、「合理的配慮」については、障害のある人から求めがあっても、過度な負担となる場合は該当しません。

障害を理由に差別をした場合、罰則はありますか？

ありません。

障害のある人に対する差別をなくしていくためには、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育み、お互いに理解を深めていく必要があります。

県では、話し合いを通じて円満な解決を図ってもらえるよう、相談によるサポート体制を整備します。

